

令和2年7月15日

プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動について（委託事業）

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき告知した令和2年3月9日付け「プロジェクトの実施のために雇用された若手研究者の自発的な研究活動について」を下記の通り改訂いたします。

(a) 概要

若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成（海外や所属するセクター外での活動を含む。）のため、プロジェクト（以下「研究開発」という。）の実施のために雇用される若手研究者について、雇用されている研究開発から人件費を支出しつつ、当該研究開発に従事するエフォートの一部を、研究開発の推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動（以下「自発的な研究活動等」という。）に充当することが可能です。（研究活動のための経費は対象ではありません）  
なお、適用にあたっては、研究開発の執行に責任を持つ研究代表者等（研究分担者を含む）（以下「P I 等」という）は若手研究者の自発的な研究活動等を積極的に支援してください。

(b) 対象者

対象者は、原則として以下の全てを満たす者としています。

- 民間企業を除く研究機関において、競争的研究費にかかる研究開発の実施のために雇用される者（ただし、研究開発のP I 等が自らの人件費を研究開発から支出される場合を除く）
- AMED が規定する『若手研究者』：男性の場合は満 40 歳未満の者、女性の場合は満 43 歳未満の者、又は博士号取得後 10 年未満の者。ただし、産前・産後休業又は育児休業をとった者は、満 40 歳未満又は満 43 歳未満の制限に、その日数を加算することができる。
- 研究活動を行うことを職務に含む者

(c) 実施条件

実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととしています。

- 若手研究者本人が、自発的な研究活動等の実施を希望すること
- P I 等が、当該研究開発の推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、研究機関が認めること
- P I 等が、当該研究開発の推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること（当該研究開発に従事するエフォートの 20% を上限とします。）

(d) 従事できる業務内容

上記 (c) の全ての条件を満たす自発的な研究活動等（他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。）

(e) 実施方法【研究機関における手続き】

● 申請方法

申請に関する標準的な手続は、「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の

変更承認申請手続]のとおり、若手研究者を管理する PI 等が所属機関に対して申請します。

- 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、「自発的な研究活動等の報告手続]のとおり、若手研究者を管理する PI 等が所属機関に対して活動について報告します。

- 活動の支援、承認の取消

PI 等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、適宜実施状況を把握し、当該研究活動等を支援するとともに、承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう必要に応じて助言を行う。

なお、当該研究活動等が実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI 等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができます。

(f) AMED の対応について

- 適用開始時期

令和 2 年 4 月以降開始する（継続課題を含む）

- 手続き等

PI 等は、当該研究開発の実施のために雇用される若手研究者による自発的な研究活動等の実施について、AMED に対して以下の手続きをおこなってください。

・事前に実施を決定している場合：研究開発参加者リストの自発的若手研究者登録欄に●をつけてください。また、研究機関内での承認申請書、承認通知書のコピーを提出してください。

・期の途中で実施を決定した場合：研究開発参加者リストの自発的若手研究者登録欄に●をつけ、変更届および研究機関内での承認申請書、承認通知書のコピーを添付して提出してください。

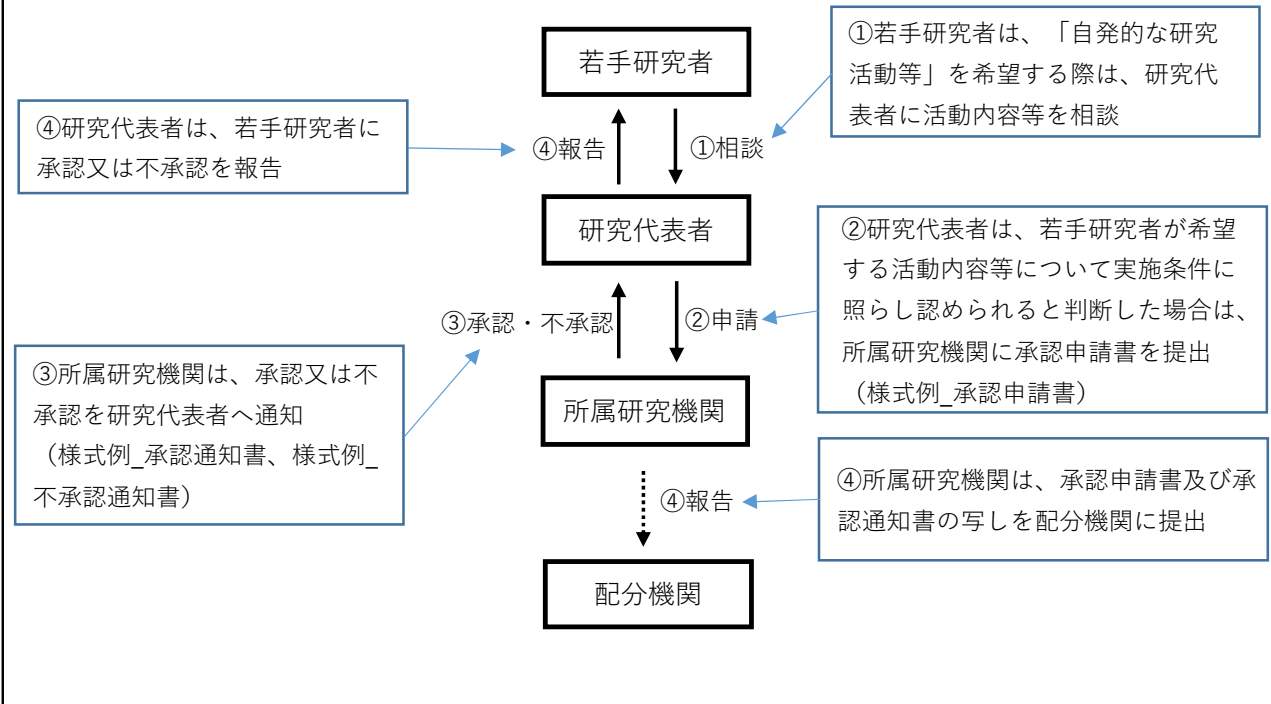
- 活動報告等

AMED から求めがある場合は、研究機関内での活動報告書等の提出、報告をしてください。

なお、実施条件に違反していることが確認された場合には、研究機関に対して、当該自発的な研究活動等の是正を求めることや当該研究者に支出した人件費のうち、自発的な研究活動等に係る人件費の返還等、必要な措置を講じます。

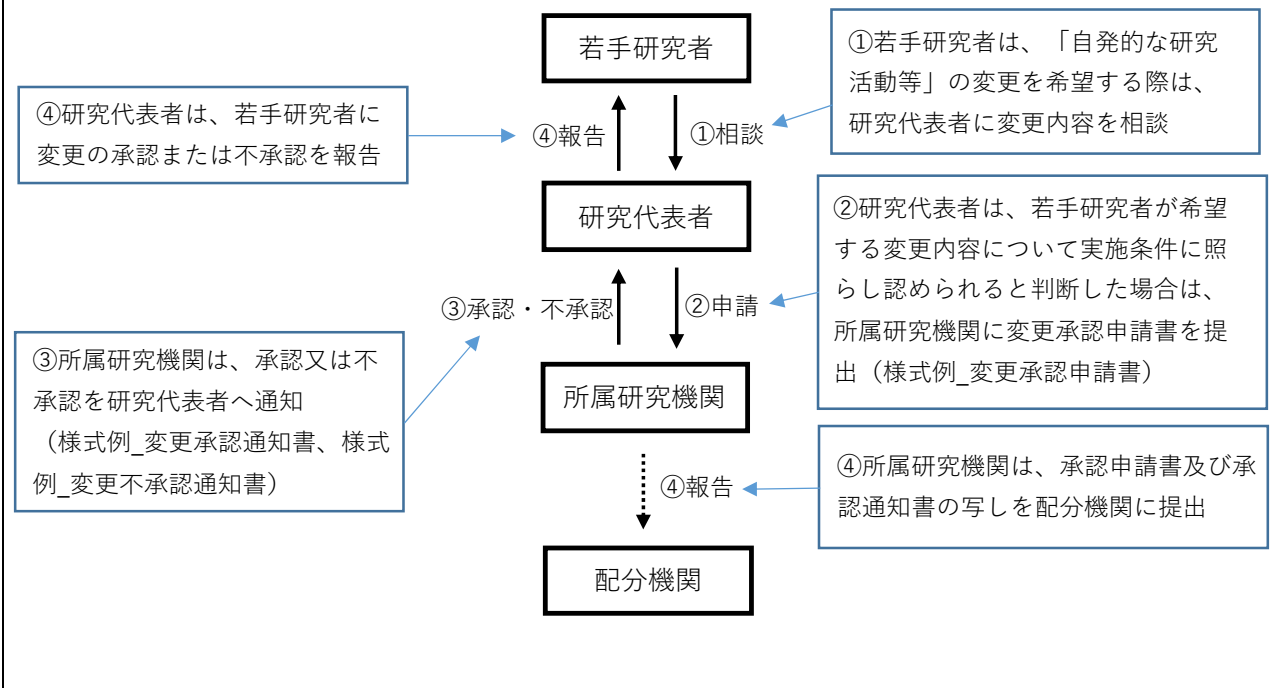
## 自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



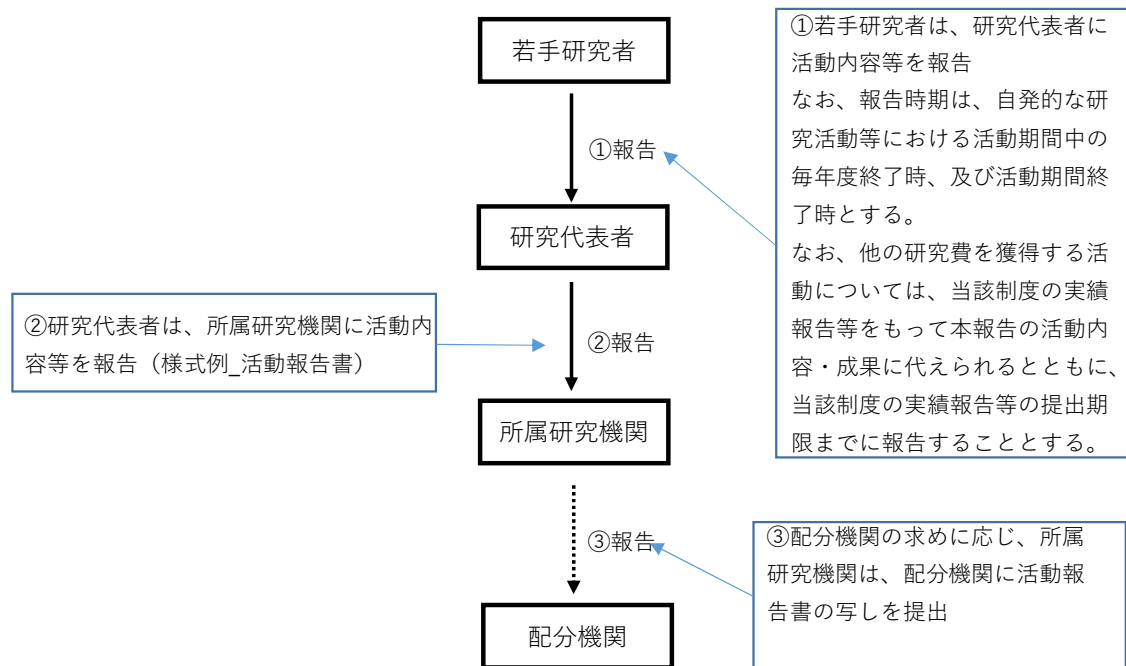
## 自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



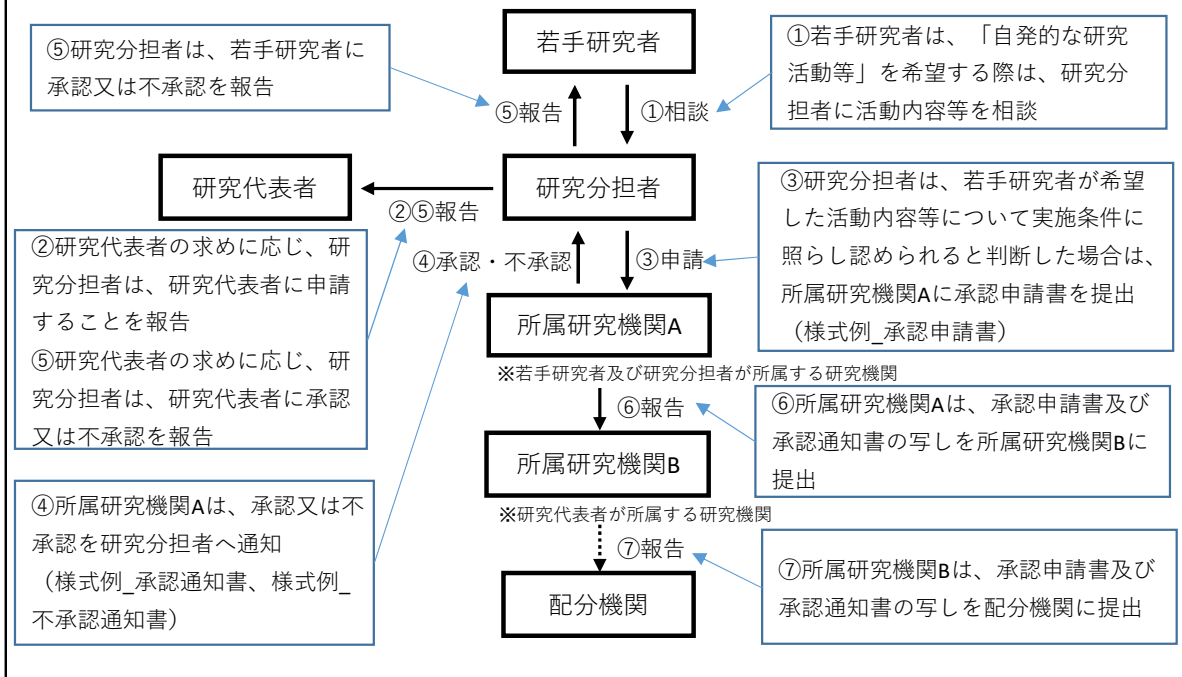
## 自発的な研究活動等の活動報告手続

（研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合）



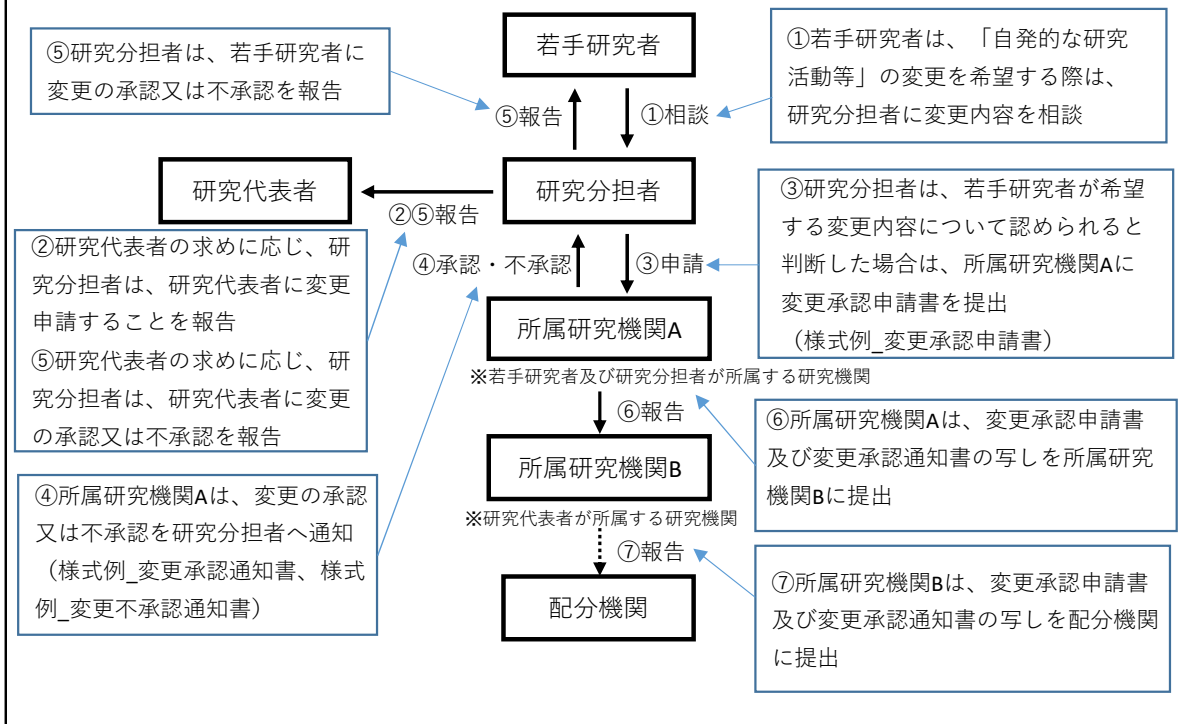
## 自発的な研究活動等の承認申請手続

（研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合）



## 自発的な研究活動等の変更承認申請手続

（研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合）



活動報告（研究分担者）

## 自発的な研究活動等の活動報告手続

（研究分担者と同一の所属研究機関に所属する若手研究者の場合）

②研究代表者の求めに応じ、研究分担者は、研究代表者に活動内容等を報告

研究代表者

②報告

③研究分担者は、所属研究機関Aに活動内容等を報告（様式例\_活動報告書）

若手研究者

①報告

研究分担者

③報告

所属研究機関A

※若手研究者及び研究分担者が所属する研究機関

④報告

所属研究機関B

※研究代表者が所属する研究機関

⑤報告

配分機関

①若手研究者は、研究分担者に活動内容等を報告

なお、報告時期は、自発的な研究活動等における活動期間中の毎年度終了時、及び活動期間終了時とする。

なお、他の研究費を獲得する活動については、当該制度の実績報告等をもって本報告の活動内容・成果に代えられ、当該制度の実績報告等の提出期限までに報告することとする。

④所属研究機関Bの求めに応じ、所属研究機関Aは、所属研究機関Bに活動報告書の写しを提出する。

⑤配分機関の求めに応じ、所属研究機関Bは、配分機関に活動報告書の写しの提出する。